

JILPT/日本学術会議 共同フォーラム
労働政策フォーラム
**若者問題への接近：自立への経路の
今日的あり方をさぐる**

成人期への移行政策の 課題と構想

放送大学 宮本みち子

移行期政策の背景：若者の変化と課題

- 工業化時代の枠組みが崩壊
- 工業化社会の移行モデルと、そこに付随した生活標準が、自明でなくなる
- 失業や貧困に陥る若者の増加 → **社会的排除**
二極化の進行 → **社会的統合**
- 若者の政治離れ、社会離れ → **アウトサイダー化**
- 福祉社会の形成にとって若者の主体的参加が必要
→ **若者の参加の課題**

誰が困難に直面しているのか？

- 学校システムからのドロップアウト
- 学校から仕事への移行過程でのドロップアウト
- 職場でのドロップアウト

その背景にあるのは？

- 種々の理由による不登校経験の影響
- ひきこもり
- 心身の疾病や障害
- とくに精神神経疾患と発達障害の問題
- 社会的孤立
- 競争的で劣悪な労働市場
- 家庭の貧困や崩壊 など

就労支援としての若者支援には 限界がある

不況下の就職対策

「景気が回復すれば終了」という

→ 位置づけ

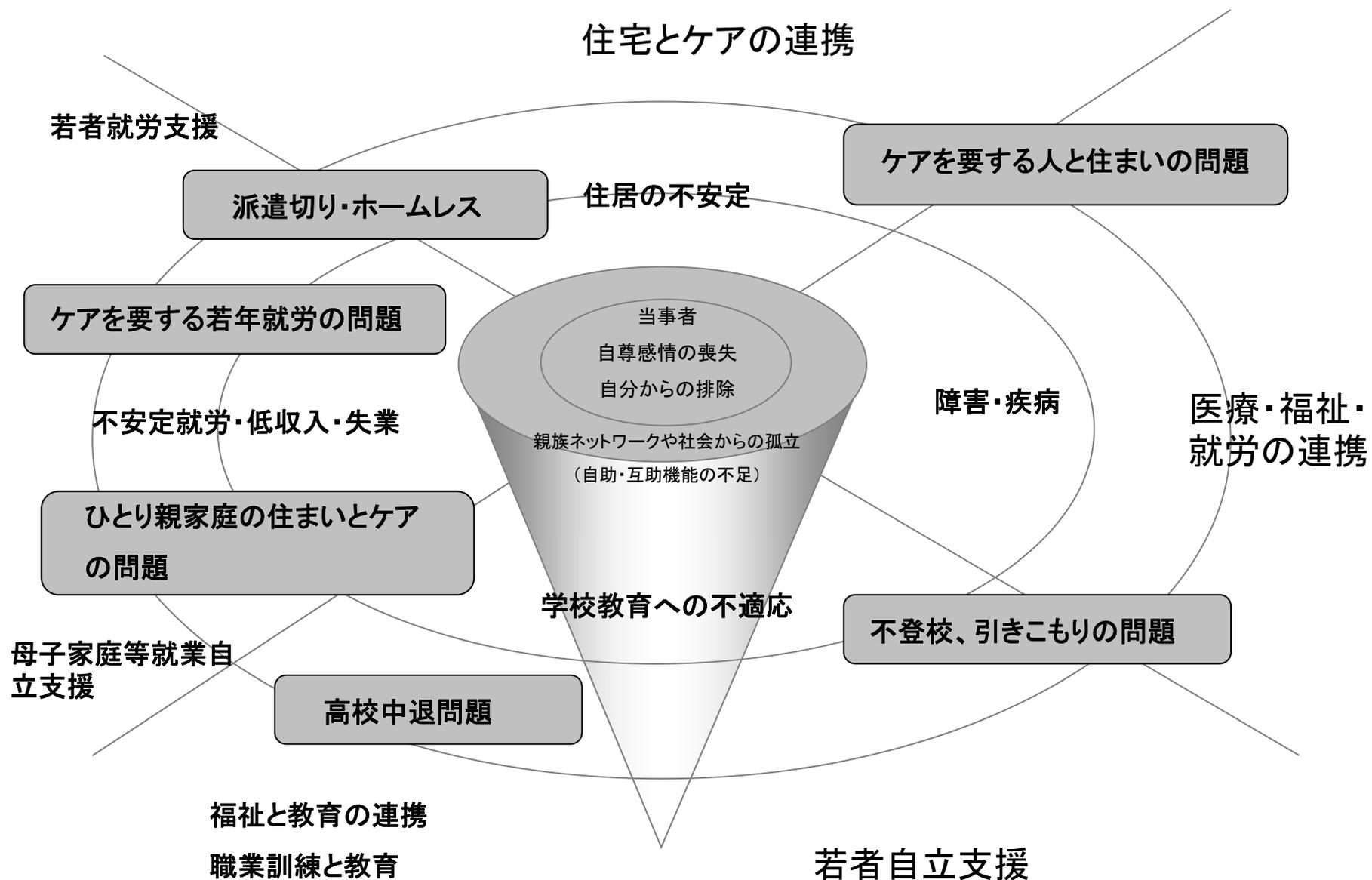
グローバル経済競争と技術革新の進展にともなう雇用問題と、
現代社会特有の若者問題とが混合した現象であるという認識が必要

背景：個人化と孤立化、地域社会の崩壊、市民社会の未形成

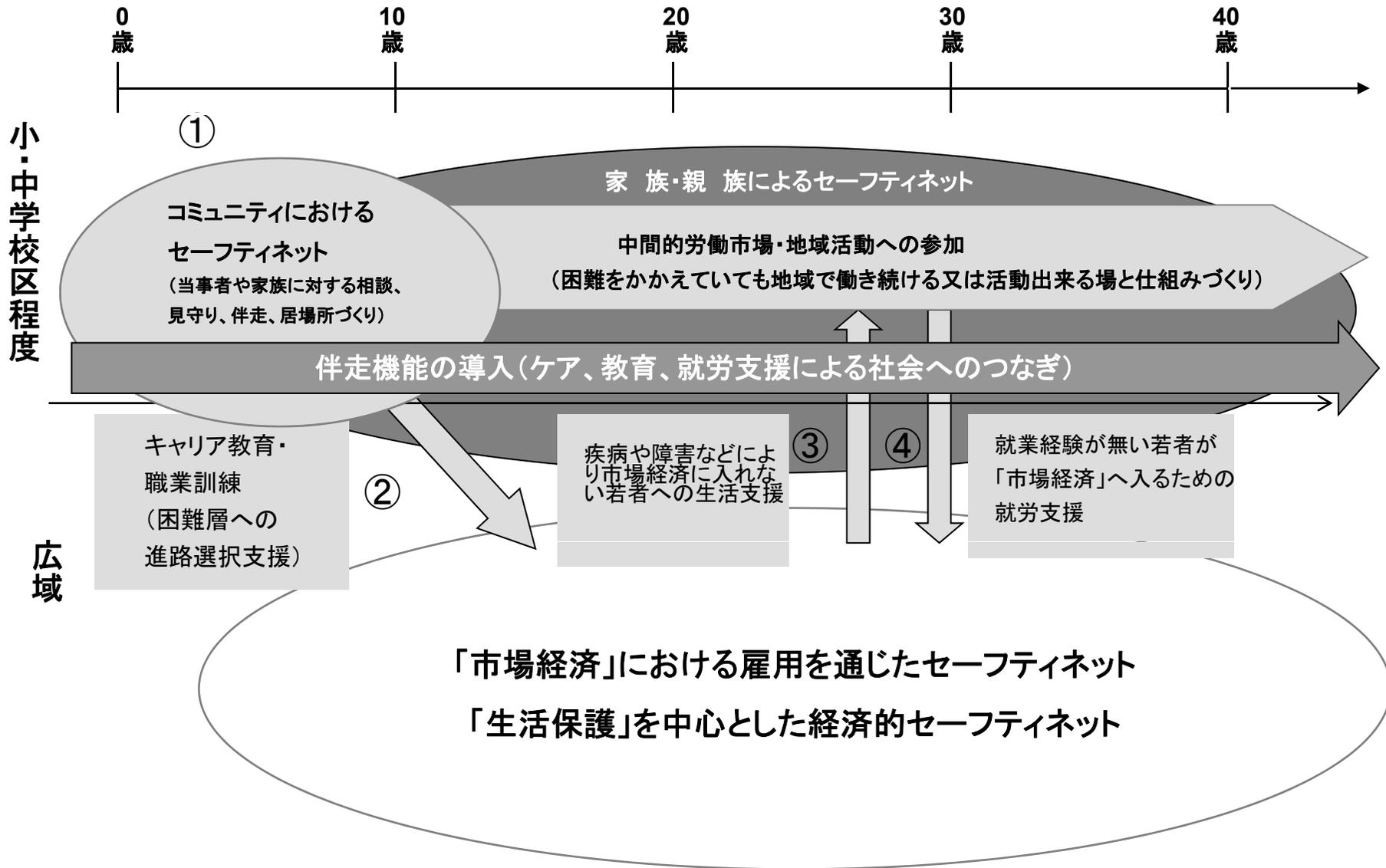
社会生活上、孤立し、マージナル化する現象を社会的排除(social exclusion)と
これを防止することが(EU 1990年以降)若年政策の中心だが、日本にはない。

→ **もっとも不利な条件を抱える若者問題**
(社会的排除問題 ⇒ 社会的包摂政策へ)

日本における若者問題の構図とセーフティネット構想の対象



人生前半期を支える支援・コミュニティ



2001年 若者レポート2001

若者の積極的シティズンシップ

active citizenship

若者の経験分野を拡大し認識を広げる

若者の自律autonomyを促す

2005年欧州青少年協定

青少年の教育、訓練の促進、職業的統合などを
高めることを目的とした協定

2009年11月EU理事会が採択した若者政策

「青少年分野におけるEUの協力についての新たな
枠組み2010-2018」 (EU青少年政策2010-
2018)

2つの目的

1. 教育・労働市場ですべての青少年に対する均等な
機会の創出

2. ■積極的な市民としての行動

active citizenship

■社会的包摂

social inclusion

■連帯

solidarity

この3つを促進すること

イニシアティヴがとられる8つの分野

■ <参加>

若者との対話や若者のための仕組みの開発。
若者の参加、情報、相談に関する既存のガイドラインの活用と新規開発

■ <ボランティア活動>

ボランティア活動を通じて習得した技能の認定。ヨーロッパにおける流動性を促す

ユーロパス ユースパス

■ <社会的統合>

統合の手段としてのユースワーク、ユースセンターの機能を十分に発揮。

コミュニティのつながりと連帯を改善、若者の社会的排除を減少させるための取り組みに際して、教育、雇用、社会的統合などの問題は相互に結びついているため、分野横断的なアプローチをとる

その他

- <教育・訓練> 早期退学への対処としてのユースワークやインフォーマル学習の機会の開発
- <雇用・起業> 労働市場の需要のある仕事に就けるためスキルへの投資の拡大

その他は略

2010年4月

子ども・若者育成支援推進法の施行

目的(第1条)

- ◆子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備
- ◆社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

コミュニティソーシャルワーク という手法の有効性

- 地域社会を基盤としたソーシャルワーク。英国のバークレイ報告で明確となり欧州で普及。

日本では、平成12年の社会福祉法によって、法の理念である地域福祉の実現のために求められるソーシャルワークの一つの考え方とされている。しかし、理論的な枠組みや具体的な実践方法など未確立

特徴

- 制度的サービス・非制度的ケアネットワークとのパートナーシップ
ソーシャル・サポートネットワークの形成
- サービスの統合的提供
- 社会的ケア計画の策定
＝ケア・マネジメントという考え方
- 傾聴(カウンセリング)＋多様なサービス(中に非制度的サービスを含む)

つづき

- 子ども・若者の顕在的・潜在的ニーズをキャッチすることが重要
- 信頼関係を築く
- face to face のカウンセリング対応
- どこに問題があるのかを突き止める
- 支援方策を本人と支援者の合意で探していく
- 足りないサービスを開発する

包括的な若者政策と若者支援施策

どのような条件の子ども・若者でも

- ・自分自身の生活基盤を築く権利(自立の権利)を認められること

つまり

- ・雇用、教育・訓練、家族形成、住宅、社会保障の整備によって、すみやかな移行を保障する社会的しくみを作ること

能動的な社会政策が必要